



山梨労働局発表
平成27年6月23日

担当	山梨労働局労働基準部監督課 監督課長 上条 訓之 主任監察監督官 篠原 敦 電話 055-225-2853
----	--

担当	山梨労働局雇用均等室 雇用均等室長 荒井 直子 地方機会均等指導官 酒井 康子 電話 055-225-2859
----	--

「人事担当者のための労務管理セミナー」を開催します

～男女雇用機会均等月間にあわせ「マタニティハラスメント」についての留意点も説明します～

山梨労働局（局長 能坂正徳）では、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」、「平成26年度過重労働解消キャンペーン（指導結果）」、「マタニティハラスメント」ほかを内容とする「人事担当者のための労務管理セミナー」を開催いたします。

6月は第30回男女雇用機会均等月間です。引き続き高い水準で相談が寄せられるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする嫌がらせ（マタニティハラスメント）の問題を解決・予防し、働きやすい職場環境づくりに資するため、マタニティハラスメントに関する知識等を紹介します。

■ 説明内容

- ① 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について
- ② 山梨労働局行政運営方針
平成26年度「過重労働解消キャンペーン指導」結果
※平成26定期監督等実施結果（本年6月4日公表）についても解説します
- ③ マタニティハラスメントについて

■ 会場・開催日時

山梨県立図書館（山梨県甲府市北口2-8-1）
平成27年6月26日（金）14:00～16:30 定員100名

（申込方法）参加申込書に必要事項を記載の上、FAX、郵送等でお申込みください。

（申込先）山梨労働局監督課（〒404-0042 甲府市丸の内1-1-11）
TEL 055-225-2853 FAX055-225-2783

（参加料） 無料

※定員に達した場合は、締め切らせていただきます。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案の概要

臨時国会で成立した国家戦略特別区域法の規定等を踏まえ、有期の業務に就く高度専門的知識を有する有期雇用労働者等について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(※)に関する特例を設ける。

(※) 同一の労働者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換できる。(労働契約法第18条)

主な内容

①特例の対象者

- I) 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者
- II) 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者

②特例の効果

特例の対象者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間(現行5年)を延長
→ 次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする。

- ① I の者 : 一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間(上限: 10年)
- ② II の者 : 定年後引き続き雇用されている期間

※特例の適用に当たり、事業主は、

- ① I の者について、労働者が自らの能力の維持向上を図る機会の付与等
- ② II の者について、労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮等の適切な雇用管理を実施

施行期日

平成27年4月1日(予定)

働きながらお母さんになるあなたへ

職場でつらい思い、 していませんか？

「赤ちゃんが生まれる！」という嬉しい思いと、仕事を続けながら妊娠・出産・育児という大きなイベントを迎える不安の両方を抱える大変なママさんたち。会社の皆さんもあなたの妊娠・出産を祝福してくれていますか？



1年契約で更新されてきたが、**妊娠を伝えたら、「次の契約更新はしない」と**言われた。

妊娠を報告したら、「**退職してもらおう**」と言われた。

上司から、「**産休・育休は認めない**」と言われた。

正社員なのに、妊娠したら「**パートになれ**」と言われた。

妊娠・出産・産休・育休などを理由とする解雇などの不利益な取扱いは、**法律※**で禁止されています。お困りの方は**雇用均等室（連絡先：裏面）**までご相談下さい。

※男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法

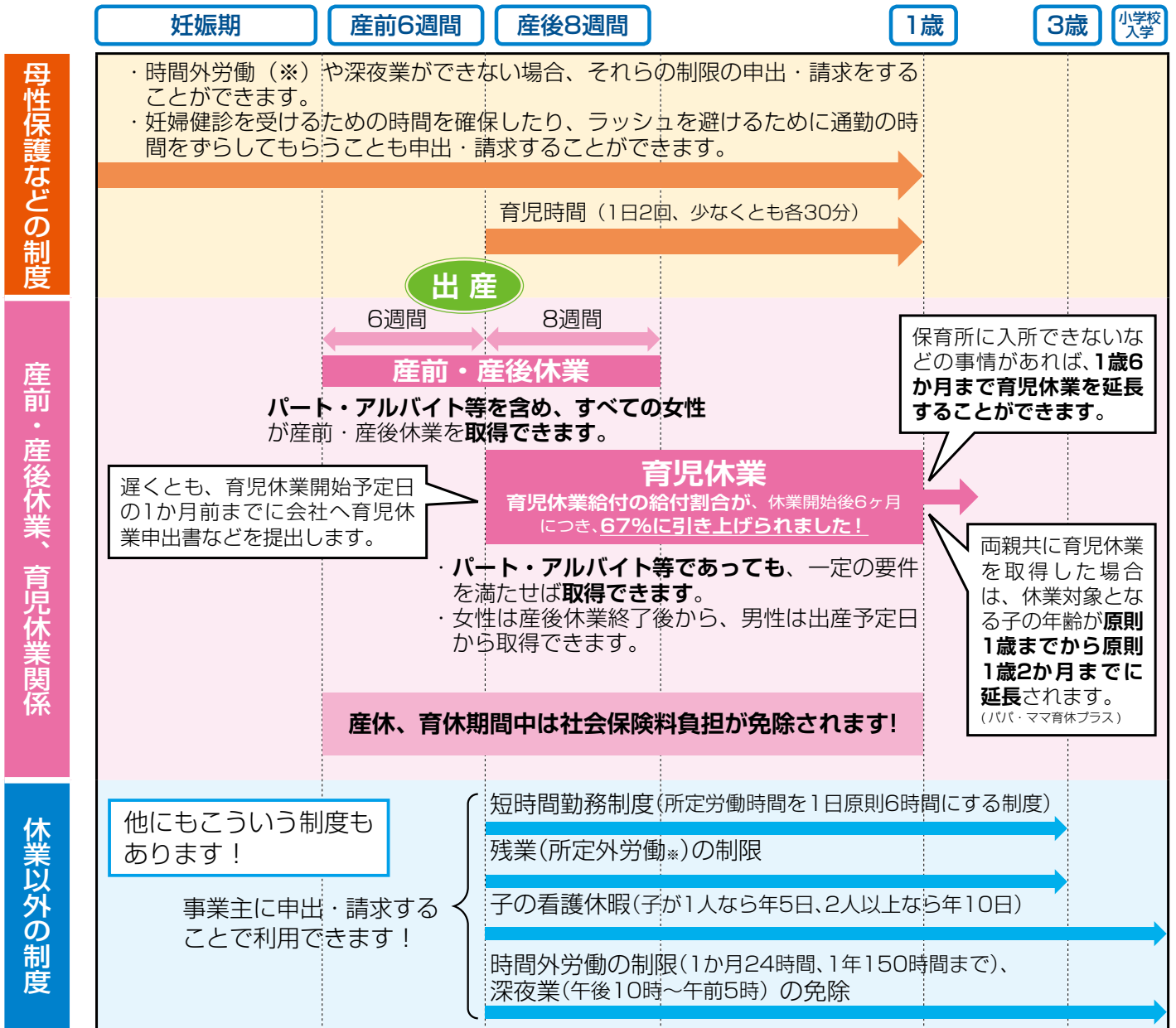
例えばこんなことを理由として

- 妊娠した、出産した
- 妊婦健診を受けに行くため仕事を休んだ
- つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- 産前・産後休業をとった
- 育児休業をとった
- 子どもが病気になり、看護休暇をとった
- 育児のため残業や夜勤の免除を申し出たなど。

こんな取扱いを受けたら法違反です

- 解雇された
- 退職を強要された
- 契約更新がされなかった
- 正社員からパートになれと強要された
- 減給された
- 普通ありえない様な配置転換をされたなど。

妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度はたくさんあります!



※時間外労働: 労働基準法で定められている1日8時間または1週間40時間を超える労働。
 残業(所定外労働): 会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働。

都道府県労働局雇用均等室へご相談を! (匿名でも大丈夫・相談は無料です)

[受付時間 8時30分~17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2859	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-224-6288	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8827
群馬	027-210-5009	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-219-5509	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

★都道府県労働局雇用均等室とは?

- ・男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、パートタイム労働法の施行、これらの法律の周知、履行確保等を行う国の機関です。
- ・労働者や事業主の方々からの相談の受け、適切な雇用管理がなされるよう事業主への報告徴収や是正指導を行っています。
- ・労働者と事業主の間に上記法律に関するトラブルが起きた場合は、労働局長による援助や調停会議も行っています。